

令和6年度 さいたま市立大谷口小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、いじめは決して許さないという学校をつくっていく。本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「さいたま市立大谷口小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見したり、いじめに係る相談を受けたりした場合は、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 教職員が一人でいじめに係る情報を抱え込むことがないように、教職員間の情報共有における風通しを良くし、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対して、児童の実態に応じて、毅然とした態度で指導する。それとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、関係・専門機関との連携を図る。
- 4 教職員が学校として特に配慮が必要な児童について、適切な認識や言動をもって支援を行う。その際、情報を共有化し、組織的な指導を行う。
- 5 児童一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な態様は次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、**少なくとも3か月を目安とする。**

②【被害児童が心身の苦痛を感じていないこと】

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当、教育相談担当、研修主任、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、PTA 会長、学校運営協議員の中から状況に応じて、適宜人選を行う。
- (3) 開催
 - ア 定例会（年2回開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導部会と兼ねて月1回開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じてメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した件数の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 構成員の決定
 - ク 重大事態への対応

(5) 役割

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う
- ・ クラス内の安全、安心な風土を醸成する。

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの相談、通報をいつでも受け付ける。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめの被害児童に対する支援、及び加害児童に対する指導の体制、対応方針を決定する。また、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ 学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校いじめ基本方針が大谷口小学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む)

2 子どもいじめゼロ委員会

(1) 目的：大谷口小学校をどんな学校にしていきたいかを話し合い、自分たちにできることを主体的に考え、行動する。委員会で決めたスローガンを基に意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：代表委員会所属の児童（クラス委員・各委員長）

(3) 開催：年1回（6月）

(4) 内容

ア よりよい大谷口小学校にするための(いじめ撲滅に向けた)話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各学級代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容に取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり。
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開。(第1回子どもいじめゼロ委員会にて提案)
 - ・ 校長等による講話(講話朝会)
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 学期初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手をもっと話したいと思う話の聴き方」、「友達からの誘いを上手に断るには、どうしたらよいだろう」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る、「心と生活のアンケート」の調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法

などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

- 授業の実施予定 1年（11月） 2年（11月） 3年（7月）
4年（6月） 5年（6月） 6年（12月）

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を見につけさせ、いじめの未然防止に努める。

- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：6年生 5月

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、規則正しい食事や睡眠をとらせるなど心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント

- ・ 児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・ 気付いた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
遅刻や欠席が多くなる 等

- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書等の落書き、隣と机が離れている、正しい意見なのに冷やかさせる、授業中に保健室やトイレに行きたがる 等

- (3) 休み時間 : 独りぼっち、特に用事がないのに職員室や保健室に来る、ドッジボールで集中的に狙われる、移動教室のときに荷物を持たせられる 等

- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付けをされる、当番を押し付けられる、デザートをとられる、食器の片付けを頼まれる 等

- (5) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・8月・1月
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、市教委から配付されている面談記録シートに、「いつ、誰が、どこで、どのくらいの時間、どのような内容を話したか、児童の様子」などの記録を取って保存し、学年・学校全体で情報共有する。

3 学校独自の簡易アンケートの実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：心と生活のアンケートの実施時期とずらして行う。
- (2) アンケートの結果：学年・生徒指導部・管理職で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケートの結果に応じて、児童と面接を行う。

面談の内容を学年・生徒指導部・管理職で共有する。

4 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

5 教育相談日の実施

- (1) 年15回程度、教育相談日「すくすく相談」を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① すくすく相談のお知らせの月ごとの発行
 - ② さわやか相談室だよりの発行
 - ③ さわやか相談室の充実

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：見守り・相談活動とともに、いじめを発見、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。いじめ対策委員会にて情報を共有する。
- (2) 防犯ボランティア：登下校の様子等からいじめを発見、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。学校安全ネットワーク会議・いじめ対策委員会にて情報を共有する。
- (3) 学校運営協議委員：見守り、相談活動とともにいじめを発見、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。学校評議員会、いじめ対策委員会にて情報を共有する。

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得る。学校の教職員がいじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、速やかに、いじめ対策委員会に報告し、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、学校で組織的に対応する。

- 校長・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭・・・校長を補佐し、いじめ対策委員会の運営を行う。
収集された情報の学校職員全員の共有を図る。
収集された情報の記録を行う。
- 教務担当・・・収集された情報から、早急に行う対応と今後の対応について役割分担をする。
- 担任・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任・・・担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任・・・児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターや教育相談主任・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭・・・いじめによる身体的な影響について、医療機関と連携を図る。
- さわやか相談員・・・児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカー・・・情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整を行う。
- 保護者・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

※必要に応じ、警察とも連携をする。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底（4月3日職員会議）・・・年度当初の職員会議で周知徹底を図る。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の修正（3月運営委員会）・・・職員で検討、修正する。
- (3) 取組評価アンケートの実施、結果の検証・・・取組評価アンケート結果の検証により、取組の成果や課題を明らかにする。

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
 - 学校課題研修
 - ・研修を通じて、授業改善を図る。
 - 授業規律
 - ・チャイム着席や授業中の正しい姿勢、正しい言葉づかい等
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修（4月、8月）
 - 児童理解に関する研修（4月）
 - ※特別支援教育内容を含んだもの

Ⅹ PDCAサイクル

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- 検証を行う期間・・・前期・後期で行う。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7、11、2月
(年間3回実施、児童簡易アンケートに含む)
- (2) いじめ対策委員会（定例会）の開催時期：5月、2月（年間2回実施）
- (3) いじめの問題に関する校内研修会等の開催時期（予定）
 - 4月：大谷口小学校いじめ防止基本方針について、いじめに対する対応についての研修
 - 5月：児童理解に係る研修
 - 8月：特別支援教育、国際教育、人権教育に係る研修
生徒指導に係る伝達研修